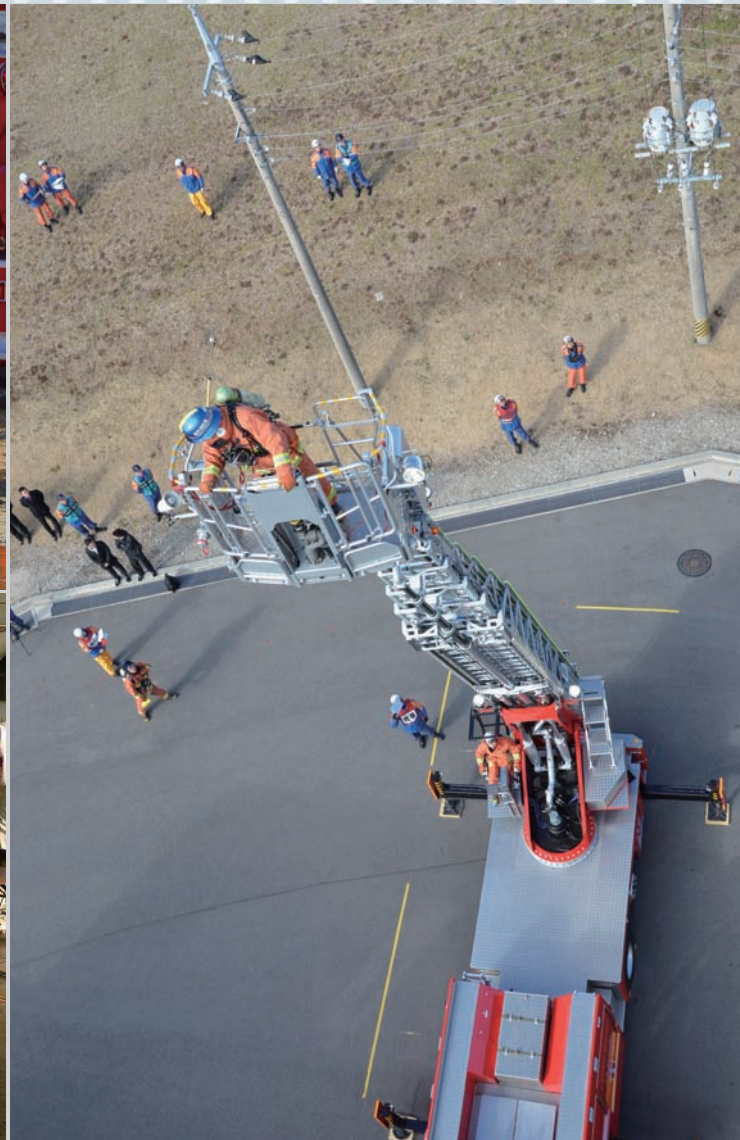


消防の動き



2013
5
No.505

- 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書の概要
- 福島県の双葉消防本部へ全国から消防職員を派遣
～福島支援全国消防派遣隊が発足～



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1

津波避難対策推進マニュアル…………… 4
検討会報告書の概要

特報2

福島県の大葉消防本部へ全国から…………… 6
消防職員を派遣
～福島支援全国消防派遣隊が発足～

平成25年5月号 No.505

巻頭言 市民の信頼・期待に応え得る力強い消防を目指して(大阪市消防局長 千福 好伸)

TOPICS

少年少女消防クラブフレンドシップ2013…………… 8
キルギス共和国非常事態省との消防防災分野に係る協力覚書の締結…………… 9
日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクトの終了…………… 10
第16回消防防災研究講演会の開催…………… 12

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数(平成25年4月1日現在)…………… 13

先進事例紹介～消防の広域化

茨城県 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部…………… 15
「効果的な住民サービスの向上を目指して」

先進事例紹介

奈良県救急医療管制システム(e-MATCH)の本格運用を開始しました!!…………… 17
(e-MATCH: emergency Medical Alliance for Total Coordination in Healthcare)

消防通信～望楼

茨木市消防本部(大阪府)／泉州南広域消防本部(大阪府)／…………… 19
西宮市消防局(兵庫県)／八代広域消防本部(熊本県)

消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科NBCコース(第2回)…………… 20
予防科(第92・93期)…………… 21

報道発表等

最近の報道発表について(平成25年4月2日～4月25日)…………… 22

通知等

最近の通知…………… 23
広報テーマ(5月分・6月分)…………… 23

お知らせ

6月2日～8日は「危険物安全週間」…………… 24



■表紙
写真提供: 柏市消防局

市民の信頼・期待に応え得る 力強い消防を目指して



大阪市消防局長 千福 好伸

大阪市は、琵琶湖に端を発し大阪湾に注ぐ淀川の河口に開けた港湾都市で、古くは現在の上町台地に位置する難波津に都がおかれ、水運により発展し“水の都”と呼ばれてきました。現在でも市内の中心部には口の字型に大きな水路が走り、このような水の回廊がある都市は世界的にも珍しいとされています。夜間人口は約267万人ですが市域を中心として大阪都市圏及び京阪神大都市圏が形成されており昼間人口は東京23区に次ぐ約369万人を抱えます。

現在、大阪市内では、地上300mとなる日本一の超高層ビルが平成26年のグランドオープンに向けて建設中であるほか、再開発が進むJ R大阪駅周辺でも高さ100mを越す3棟のビルが同時竣工しました。当局では、これらの建築物も含め約10万件の防火対象物に対する立入検査を計画的に実施し、特に特定防火対象物に対する指導を重点化するとともに、消防法令違反に対しては平成20年の個室ビデオ店火災を契機に発足させた特別査察隊が機を失することなく違反処理を行い、早期に是正を図る体制を構築しています。

年間20万件を超える救急件数に対しては、高度な救急救命処置の行える救命士の養成に加え、スマートフォンを活用した救急搬送支援システムによる円滑な救急搬送と受入医療体制を構築し、また、予防救急や救急安心センター事業を推進するほか、応急手当の普及啓発に関しては全国で初めて応急手当講習を体験できるウェブサイトの新設するなど、“尊い命を守る・救える命を救う”ための諸施策を相乗的に展開することで“救命率の向上”を図っています。

昨年8月には南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されましたが、大阪市域においても従前想定を上回る津波高や地震による被害の発生が想定され、今年度は新たな被害想定に即した震災対策消防計画を創り上げていく重要な年であると認識し、防災活動拠点としての消防庁舎の耐震化や自家発電設備の整備、消防救急無線のデジタル化整備などについても引き続き計画的に進めているところです。

さらに、本年4月からは全国でも初の取組として、大阪府からの権限移譲を受け、府内ほぼ全ての消防本部が、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務を開始しました。この取組は、高圧ガス等の規制を消防規制と一体的に行うことで一層の安全の確保を目指すものであり、府域におけるその円滑な事務開始のため当局が中心となって準備を行ってまいりました。

現在、大阪市政においては、既存のあらゆる制度や政策をゼロベースで見直すことを市政改革の方針に掲げ取り組んでいるところであり、新たな大都市制度に即した消防力の強化のため、現行制度で取組が可能な大阪府・市の消防学校の組織統合や府内全消防本部による警防技術指導会の開催などの取組も進めているところです。

このように消防を取り巻く環境が目まぐるしく変革していく時代にあっても、消防の施策は言うまでもなく、災害を未然に防止し、あらゆる災害から市民を守ることであることに変わりはありません。今後も、西日本を代表する消防本部として常に時代の要請を敏感に把握し、先駆的な消防施策に積極的に取り組んでいくとともに、士気の高い職員を育成していくことで「市民の信頼・期待に応え得る消防」・「力強い消防」を一層盤石なものとし、着実に前進していきたいと考えています。

津波避難対策推進マニュアル検討会報告書の概要

国民保護・防災部防災課

1 検討の趣旨等

消防庁では、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される巨大地震等に起因する津波災害に対する地方公共団体の取組を推進するため、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月）の内容について見直しを行うこととし、平成24年6月から、有識者や地方公共団体の防災担当者等からなる「津波避難対策推進マニュアル検討会」（座長：室崎益輝関西学院大学総合政策学部教授（当時））を開催するとともに、2市町（徳島県海陽町・愛知県弥富市）において津波避難についてのワークショップや津波避難訓練を実施し、それらの内容を「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（以下、「本報告書」といいます。）としてとりまとめました。

以下では、本報告書の「市町村における津波避難計画策定指針」及び「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」の概要等についてご紹介します。

◇報告書の構成

- 第1章 検討の目的等
- 第2章 市町村における津波避難計画策定指針
- 第3章 地域ごとの津波避難計画策定マニュアル
- 第4章 資料編



第1回検討会の様子

2 津波避難計画策定等にあたっての都道府県、市町村、住民の役割

- ①都道府県：市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針策定、市町村における津波避難計画策定及び避難訓練実施への支援、津波浸水想定の設定・公表
- ②市町村：市町村全体の津波避難計画策定及び避難訓練の実施、住民参画による地域ごとの津波避難計画

- 策定の支援、津波ハザードマップの作成・周知
- ③住民：地域ごとの津波避難計画策定、避難訓練の実施又は参加

3 市町村における津波避難計画策定指針について

本報告書は、津波避難を円滑に実施するためには、地域の実情を踏まえつつ、広域的かつ統一的な考え方に基づいた津波避難計画を策定する必要があることなどから、都道府県は市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定する必要があるとし、都道府県が策定する指針の参考となる「市町村における津波避難計画策定指針」を示しています。この策定指針には、東日本大震災の教訓や知見、東日本大震災を受けた法制度等の見直し、平成14年3月以降に作成されたガイドライン等の内容が反映されています。

平成14年の報告書で示された内容からの主な変更点は、次のとおりです。

- ①津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの主体的な避難行動が基本となることを記述
- ②津波浸水想定は、津波防災地域づくり法の規定に基づき都道府県が最大クラスの津波を想定し、設定・公表
- ③津波の危険から緊急に避難するための施設等である「緊急避難場所」と、中長期にわたって避難する施設である「避難所」とを峻別
- ④東日本大震災時の平均避難速度等を考慮し、地域の実情に応じた避難可能距離等を設定すること、これらは避難訓練により検証し、見直すべきことを記述
- ⑤避難誘導等に従事する者の安全確保について留意すべきことを明記
- ⑥住民のみならず、観光客、漁業・港湾関係者等の幅広い参加による実践的な避難訓練を定期的実施し、その成果や反省点を津波避難計画等へ反映させるべきことを記述
- ⑦自らの命は自らが守る観点に立ち、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合にはできうる限り迅速に高い場所へ率先して避難することなど、住民等に對する津波防災教育・周知の重要性を強調

◇津波避難計画において定める必要がある事項

1 津波浸水想定区域図	①最大クラスの津波の設定 ②計算条件の設定 ③津波浸水シミュレーションの実施 ④津波浸水想定の設定 ⑤津波到達予想時間の想定
2 避難対象地域	1 津波浸水想定区域図に基づき避難対象地域を指定
3 避難困難区域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
4 緊急避難場所等、避難路等	緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
5 初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
6 避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
7 津波情報の収集・伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報等の収集伝達手段・体制等
8 避難指示、勧告の発令	避難指示、勧告の発令の基準、手順、手段等
9 津波防災教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
10 避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
11 その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策

(2) ワークショップにおける役割

- ①住民等：ワークショップを開催し、地域ごとの津波避難計画を策定し、地域住民等へ周知
- ②市町村：住民等に対して、ワークショップ開催を促すとともに、ワークショップの運営に参画
- ③都道府県：ワークショップの運営を支援

(3) ワークショップにおける検討事項

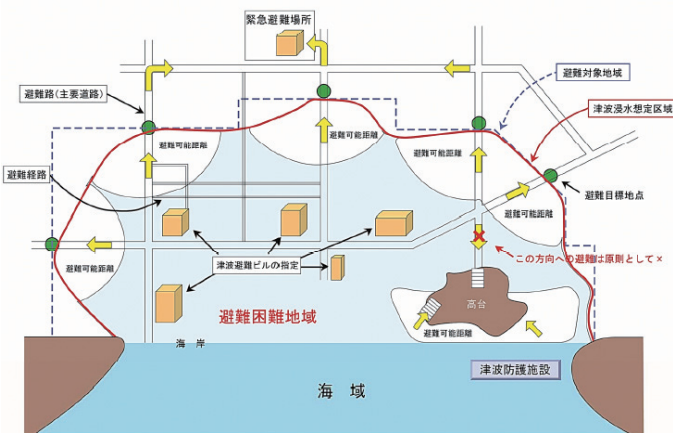
- ①津波の危険性の理解を深める
- ②津波からいかに避難するかを考える
- ③避難訓練で検証する
- ④今後の津波対策を考える

(4) ワークショップ終了後の留意事項

- ①ワークショップ参加者が中心となって津波避難計画を周知させ、地域住民全てが津波避難を考える
- ②住民と行政が協働し、津波避難対策を進めていく
- ③避難訓練等により、津波避難計画を見直す
- ④継続的に取り組む

(5) 実施例の紹介

徳島県海陽町と愛知県弥富市において実施したワークショップや避難訓練について紹介しています。



◇津波避難計画の概念図



ワークショップの様子

4 地域ごとの津波避難計画策定マニュアルについて

(1) ワークショップによる地域ごとの津波避難計画の策定

本報告書は、その地域の情報に詳しい住民が地域ごとの津波避難計画づくりに参加することで、より実効性の高い計画を策定することができることから、住民参加のワークショップ形式を用いて地域ごとの津波避難計画を策定する手法について参考となる「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」を示しています。また、住民が計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つとしています。

※報告書及び報告書の内容に沿った津波避難に係る啓発映像は、消防庁のホームページでご覧いただけます。

「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/tsunami_hinan/index.html

「津波避難に係る啓発映像」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/tsunami_hinan_movie/index.html

問い合わせ先

(報告書) 消防庁国民保護・防災部防災課 中道・日野・辰巳
TEL: 03-5253-7525

(啓発映像) 消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室 矢竹・和田
TEL: 03-5253-7527

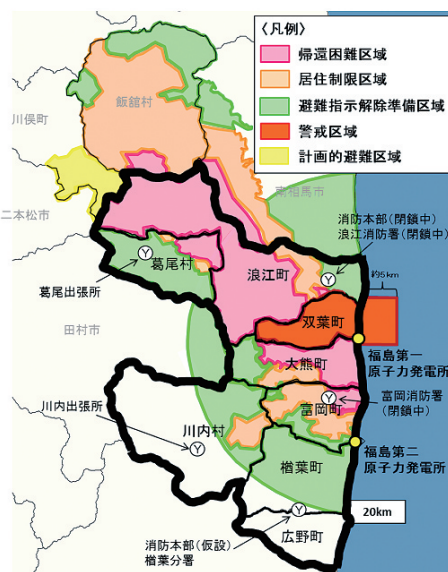
福島県の大葉消防本部へ全国から消防職員を派遣 ～福島支援全国消防派遣隊が発足～

消防・救急課

背景

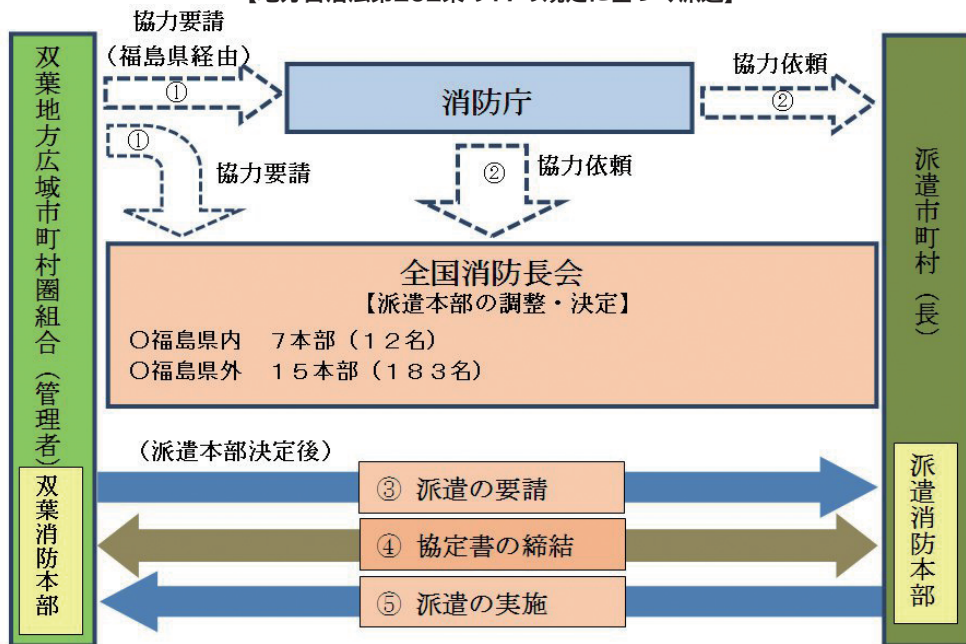
- 福島県の大葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「大葉消防本部」という。）では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以来、全職員が一丸となって被災地域の復興及び消防活動等の対応を行っているところですが、管轄区域の多くが警戒区域や避難指示解除準備区域等に指定されているため、限られた拠点から出動し、消防活動を行っている状況です。
- 一方で、復旧・復興作業が進み、区域見直しが図られる中、人の出入りが増加することによる出火危険も懸念されており、また、職員の減少等から、今後の火災警戒等の活動については、より厳しい対応を迫られる状況となってきています。
- このことから、大葉消防本部の要請を受け、消防庁と全国消防長会が連携して、消防職員の派遣に係る調整等を行い、福島県内の消防本部を含む全国の22の消防本部から消防職員を派遣し、「福島支援全国消防派遣隊」として消防活動等の支援を行うこととなりました。

大葉消防本部の管轄区域



派遣のスキーム

【地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣】





福島支援全国消防派遣隊の概要

1. **派遣人員**：総人員195名（1派遣：約12名、2週間程度）
2. **活動期間**：平成25年4月1日（月）～同年9月30日（月）予定
3. **派遣消防本部**：22消防本部（下記のとおり）
4. **勤務ローテーション**：1勤務24時間、2交替制
5. **業務内容**：双葉消防本部管内の火災の警戒及び火災発生時における消火活動等の警防業務
6. **派遣職員に要する経費**：震災復興特別交付税により全額措置

○福島県内応援（7消防本部、12人）

白河地方広域市町村圏消防本部（1人）
 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（2人）
 郡山地方広域消防組合消防本部（4人）
 福島市消防本部（2人）
 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部（1人）
 安達地方広域行政組合消防本部（1人）
 伊達地方消防組合消防本部（1人）

○全国応援（15消防本部、183人）

札幌市消防局（6人）
 仙台市消防局（21人）
 さいたま市消防局（9人）
 千葉市消防局（6人）
 東京消防庁（30人）
 横浜市消防局（24人）
 川崎市消防局（9人）
 名古屋市消防局（9人）
 京都市消防局（9人）
 大阪市消防局（27人）
 神戸市消防局（9人）
 広島市消防局（6人）
 松山市消防局（6人）
 北九州市消防局（6人）
 福岡市消防局（6人）



派遣隊員の乗車車両



双葉消防本部仮設庁舎

福島支援全国消防派遣隊の発隊式

1. **日時**：平成25年3月31日（日）14時00分～15時00分
2. **場所**：双葉消防本部
福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸1-110
3. **出席者**：双葉地方広域市町村圏組合管理者 山田 基星
 双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長 西村 栄一
 福島県知事 佐藤 雄平
 消防庁長官 岡崎 浩巳
 全国消防長会会長（東京消防庁消防総監） 北村 吉男
 福島県消防長会会長（福島市消防本部消防長） 高木 信雄
 第1次派遣隊（福島県内消防本部、仙台市消防局、東京消防庁、大阪市消防局）



全国消防派遣隊の発隊式で西村消防長に出動報告する佐藤消防司令（右）

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 今井
 TEL: 03-5253-7522

少年少女消防クラブフレンドシップ2013

防災課

去る3月26日（火）、全国の少年消防クラブ員やその指導者など約350人が、総務省の講堂に集い、「少年少女消防クラブフレンドシップ2013」が開催されました。

クラブ員である少年少女たちは、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、講習会等への参加、火災予防ポスターの作成、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

平成24年5月1日現在、全国には約5千の少年消防クラブがあり、約42万人のクラブ員と、指導者約1万4千人が活動しています。全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：岡崎浩巳消防庁長官）では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2013」は、第1部「表彰式」、第2部「アトラクション」、第3部「ビデオ上映」という構成で実施しました。

第1部では、岡崎消防庁長官から「特に優良な少年消防クラブ」として16団体、「優良な少年消防クラブ」として29団体、「優良な少年消防クラブ指導者」として14名が表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して北海道の富丘少年消防クラブより、元気良く「お礼のこたば」が述べられました。

第2部では、「都民と消防の架け橋」として演奏活動を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。

第3部では、昨年8月に岩手県で開催された「少年消防クラブ交流会」の様子を収めたビデオが上映されま

した。北海道、東北、関東地方から参加した少年消防クラブ員が陸前高田市の被災地視察をはじめ、ホースの搬送やロープの結索などを取り入れた合同訓練、炊き出し訓練等に他の地域で活躍する少年消防クラブ員と一緒に取り組み、交流を深めている様子を鑑賞しました。

今回「少年少女消防クラブフレンドシップ2013」に参加した皆さんをはじめ、全国の少年消防クラブの皆さんには、「自分で守ろう、みんなで守ろう」を合言葉に、一人でも多くの仲間とともに日ごろの防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブ活動は、指導者の方々の熱意によって支えられているといっても過言ではありません。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしくお願いいたします。



特に優良な少年消防クラブの表彰



代表謝辞



長官祝辞

問い合わせ先

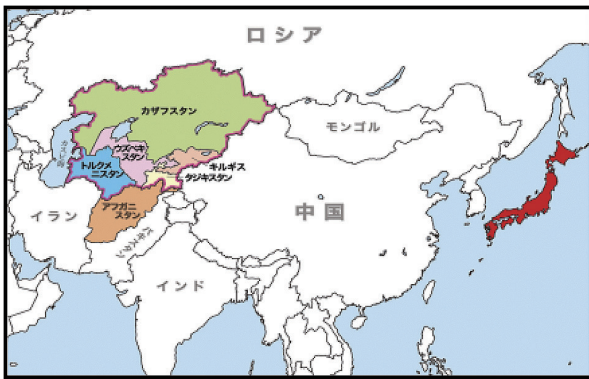
消防庁国民保護・防災部防災課地域防災係 中村
TEL: 03-5253-7525

キルギス共和国非常事態省との消防防災分野に係る協力覚書の締結

参事官

【はじめに】

キルギス共和国は、北はカザフスタン共和国、西は中華人民共和国に囲まれ、1991年に旧ソビエト連邦から独立した人口約540万人の国です。国土の約95%が山地でそのうち40%が3000m以上の高山です。国内全域で地震、地滑り、雪崩、洪水等の様々な自然災害が多数発生しています。



昨年7月には、世界防災閣僚会議in東北に同国のボロノフ非常事態大臣が出席されるとともに、昨年11月には、「中央アジア+日本」対話第4回外相会合にアブディルダエフ外務大臣が出席され、防災協力について議論がなされたところです。

このような中、アトムバエフ大統領の2月26日から3月1日の訪日に合わせて、消防防災分野を含む3分野について我が国への協力要請がありました。消防庁では、この要請を受けて、去る2月27日、岡崎消防庁長官とモロドガジエフ駐日キルギス大使が消防庁で会談し、消防防災分野に係る協力覚書に署名しました。その概要については、以下のとおりです。

【会談の概要】

覚書の署名に先立って行われた会談では、岡崎長官からモロドガジエフ大使に対して、東日本大震災における同国からの支援について改めて感謝を述べました。これに対して、モロドガジエフ大使は、キルギス国民は東日本大震災での日本の消防隊員の活躍に非常に感動したところであり、東日本大震災の経験も含め、日本の消防の技術や経験を学びたいと述べられました。

【覚書の概要】

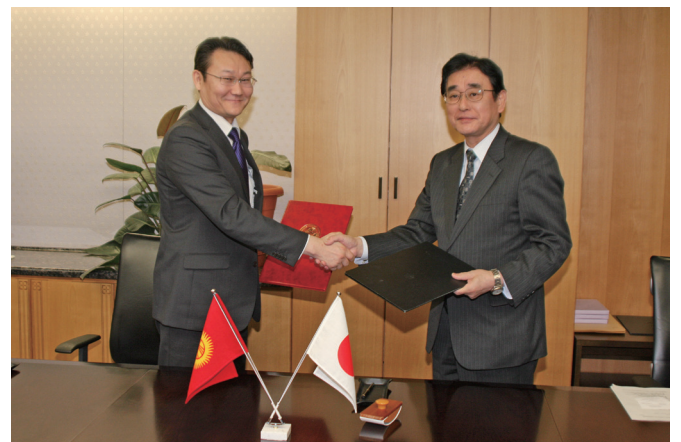
キルギス共和国の消防防災力向上のため、以下の事項について、同国非常事態省と相互協力を行う覚書に署名しました。

- ・消防防災分野に係る情報交換
- ・自然災害に関連したセミナー等の共同開催
- ・研修受入れ等を通じた人的交流 等

なお、具体的な協力の内容は今後検討していくこととしています。



署名の様子 右：岡崎長官、左：モロドガジエフ大使



覚書の交換

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 永野
TEL: 03-5253-7507

日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクトの終了

参事官

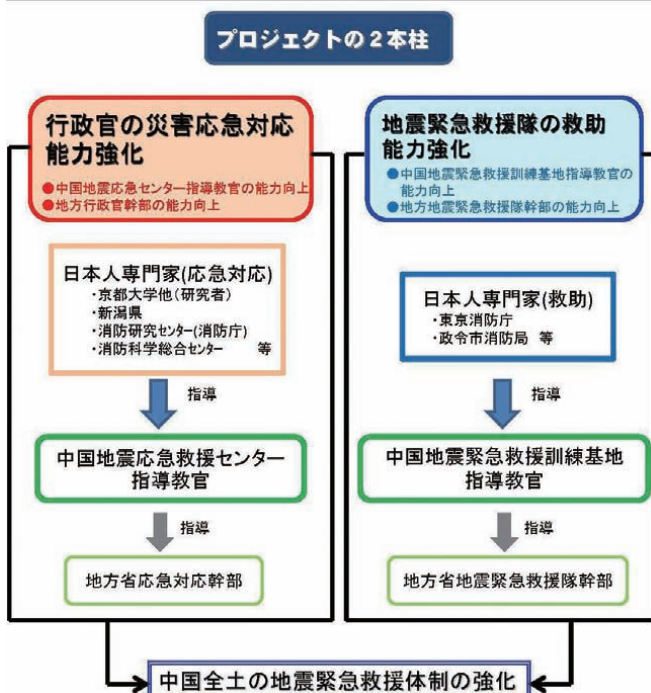
平成25年3月22日、中華人民共和国（以下「中国」という。）北京市にある国家地震緊急救援訓練基地（以下「訓練基地」という。）において、日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクトの総合演習が行われ、平成21年10月から3年6ヶ月にわたるプロジェクトが終了しました。以下、本プロジェクトの概要と総合演習についてお伝えします。



1. プロジェクトの概要

中国では、「地震観測・予報、震災防御、応急能力」の強化を地震防災分野の主要三大目標に掲げ、平成16年に国内外の応急救援技術の研究、人員の訓練等を担う中国地震局に新たに国家地震応急救援センター（以下、「NERSS」という。）を設立するなどの体制整備が図られてきました。

日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクトの概要



このような中で、本プロジェクトは、NERSSの応急対応能力及び救助技術の研修実施能力の強化を目的として、平成21年10月から3年6ヶ月にわたり実施され、本年3月末に所期の目的を達成し無事終了したところです。

本プロジェクトでは、救助技術の研修実施能力の強化のため、東京消防庁のご協力により長沢享長期派遣専門家（現東京消防庁奥多摩消防署長）を3年間にわたり訓練基地に派遣するとともに、東京消防庁をはじめ政令指定都市の消防本部のご協力により延べ32名の短期派遣専門家を派遣し、訓練基地の教官及びモデル省（山東省、陝西省、広東省、内モンゴル自治区）の教官等に対して救急救助の技術指導を実施しました。

また、応急対応能力の強化のため、京都大学防災研究所の林春男教授をはじめとする短期派遣専門家10名を延べ62回派遣し、NERSS及びモデル省（河北省、江蘇省、雲南省）の教官（行政官）に対して応急対応の技術指導を実施しました。

2. 総合演習

過去3年半におよぶプロジェクトの成果発表の場として、平成25年3月22日に訓練基地において、救助技術と応急対応のそれぞれについて総合演習が実施されました。演習には、我が国の長期派遣専門家及び短期派遣専門家も参加し、指導を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 救助分野総合演習

日本人専門家及び訓練基地教官の指揮の下、モデル省職員により以下の訓練を実施しました。

- ・ 出火建物からの人命検索救助
- ・ 傾斜建物からの一箇所吊り及びはしご水平救助
- ・ 地中音響探知機及び電磁波探査装置を使用した検索救助
- ・ 安全破壊（ブリーチング及びショアリング）及び重量物持ち上げによる救助
- ・ 重機を活用した重量物排除
- ・ 中州救助
- ・ 応急救護
- ・ 高所からの斜めブリッジ救助及び脱出訓練

救助分野総合演習の様子



傾斜建物からの救助



地中音響探知機を使用した検索救助

(2) 応急分野総合演習

NERSS及びモデル省の職員が、それぞれ「重大な被災省」、「一般的な被災省」、「支援省」、「中央指揮部」に分かれ、雲南省の省境においてマグニチュード7.6（震源の深さ約10km）の地震が発生し、多数の死者・負傷者が発生しているとの想定でブラインド式の図上訓練を行いました。

本演習には、これまで指導を行ってきた林春男京都大学防災研究所教授ら5名の専門家が視察しました。

(3) 閉講式

総合演習終了後、JICA中国事務所長、在中国日本国大使館公使、消防庁参事官、中国地震局応急救援司長など来賓の方々を含め約300名が参加し、閉講式が行われました。

来賓の挨拶の中では、「災害による被害を最小限に抑えるために応急・救助能力を高めることは重要である」、「今後の災害に備え、顔の見える関係が構築された」、「プロジェクトの成果だけでなく互いの友情を深めることができた」など、本プロジェクトを高く評価するコメントが多く聞かれたところです。



短期専門家と訓練基地教官による中州救助



訓練に参加した我が国の専門家

演習当日は、長沢享長期派遣専門家に加え、短期派遣専門家として、東京、仙台、横浜、神戸及び広島各消防本部から派遣された5名の専門家が訓練に参加しました。なお、今回参加した短期派遣専門家は、プロジェクトの当初に派遣され技術指導を行った方々です。

応急分野総合演習の様子



会場の様子



画面上の操作



挨拶をする中川JICA中国事務所長（左）と
是澤消防庁参事官（右）

閉講式会場



3. おわりに

3年半におよぶプロジェクトが終了しました。今回派遣された短期専門家は、「プロジェクト当初と比較すると格段に能力が向上している」と話しておられました。今後は、本プロジェクトで指導を受けた教官等が中心となって、救助技術、応急対応技術の向上が引き続き図られていくことを期待します。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 永野
TEL: 03-5253-7507

第16回消防防災研究講演会の開催

消防研究センター

第16回消防防災研究講演会（テーマ：東日本大震災を受けての消防防災研究）が、平成25年2月1日（金）、消防研究センターで開催されました。今回の講演会では、前年開催の第15回講演会時点で研究が継続中で報告されなかった研究課題や、第15回講演会以降に実施された研究課題等を消防研究センターの研究員等から報告するとともに、これらを踏まえて、今後の震災対応のあり方等について議論が行われました。

報告された研究課題は、以下のとおりです。

- ・ 大規模災害時の消防職員の活動のあり方
- ・ 東日本大震災における消防団活動-ヒアリング調査による活動内容と活動事例-
- ・ 大規模災害活動時の防火服内衣服の水濡れが引き起

こす危険性について

- ・ 長周期地震動と石油タンクのスロッシングに関する幾つかのこと
- ・ 石油コンビナート等の防災対策
- ・ 東日本大震災に関連して発生した火災に関するアンケート調査の経過報告
- ・ 震災廃棄物の自然発火
- ・ 太陽光発電システムを設置した住宅の火災と消防活動の問題点
- ・ 津波浸水域用の消防車両開発（実演）

なお、当日配布資料は以下から入手できます。

http://nrifd.fdma.go.jp/publication/kouenkai_gaiyou/files/koenkai_16th.pdf



第16回消防防災研究講演会（消防研究センター大会議室）

問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室
TEL: 0422-44-8331（代表）

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数 (平成25年4月1日現在)

広域応援室

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条第4項に定められた「消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。」による各自治体の申請に基づき、組織の充実・強化が図られてきました。

そのような中、緊急消防援助隊登録目標数は、平成21年3月2日に変更した基本計画（消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」）において、平成25年度末までに概ね4,500隊とされ、この度、緊急消防援助隊に関する政令第4条の規定により公表した平成25年4月1日現在の登録隊数は、4,594隊（重複登録を除きます。）となり、全体部隊数の概ね目標を達成いたしました。

現在、内閣府において、南海トラフの巨大地震及び首都直下地震の具体的な活動内容に係る計画の策定に向けた作業が進められており、消防庁においても、これらの計画の策定に対応して、今年度中に基本計画を変更する予定であり、引き続き大規模・特殊災害等に備えた緊急消防援助隊の充実・強化に努めて参ります。

各都道府県及び消防本部におかれましては、今後とも、緊急消防援助隊の計画的な登録の推進及び災害時の適切な運用について、御理解と御協力をお願いいたします。

問合わせ先

消防庁防災課 広域応援室
広域応援施設係
TEL: 03-5253-7527

表1 部隊別登録状況

部隊等	平成24年4月の登録状況	平成25年4月の登録状況	平成25年度末までの登録目標数
指揮支援部隊	38隊	38隊	40隊
都道府県隊			
都道府県隊指揮隊	109隊	111隊	110隊
消火部隊	1,615隊	1,633隊	1,700隊
救助部隊	403隊	412隊	430隊
救急部隊	1,028隊	1,043隊	1,000隊
後方支援隊	641隊	732隊	630隊
航空部隊	71隊	73隊	70隊
水上部隊	19隊	18隊	20隊
特殊災害部隊	277隊	276隊	260隊
特殊装備部隊	345隊	373隊	340隊
合計	4,429隊*	4,594隊*	4,500隊*

※ 重複登録を除くため、合計は一致しない。

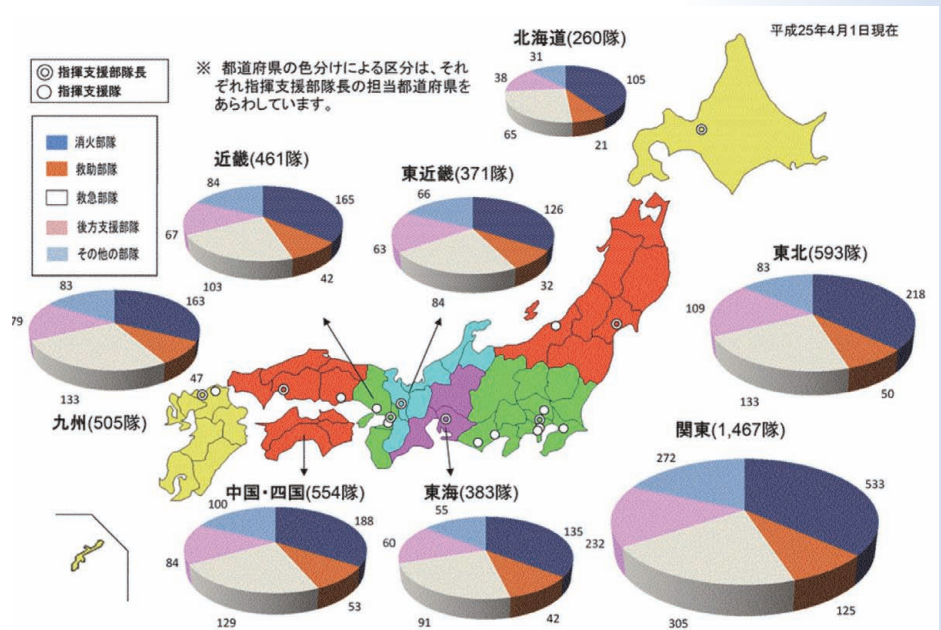


図1 指揮支援隊・都道府県隊の配置状況（平成25年4月1日）



表2 平成25年度緊急消防援助隊登録状況

平成25年4月1日現在

都道府県	指揮支援 部隊	都道府県 隊指揮隊	消火 部隊	救助 部隊	救急 部隊	後方支援 部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空 部隊	水上 部隊	合計	重複を 除く計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特				
北海道	2	6	105	21	65	38	9	6	1	2		1	2	8	3	269	260	
青森県		3	31	6	18	16	1	9					1	2	1	88	87	
岩手県		2	24	5	18	16	2						1	2	1	71	69	
宮城県	2	3	36	7	16	18	2	3	1	2		1	1	5	2	99	98	
秋田県		2	29	6	15	10	1	5						2	1	71	70	
山形県		2	21	5	12	9	1							2	1	53	53	
福島県		2	33	7	26	19	2	3						3	1	96	94	
茨城県		3	46	13	29	21	6	3				2	1	15	1	141	136	
栃木県		2	30	8	19	18	5							4	1	87	82	
群馬県		3	29	6	19	12	4				1	1		3	1	79	77	
埼玉県	2	4	75	21	43	29	8					3		14	3	202	198	
千葉県	2	2	75	19	40	46	8	6	1					16	2	219	214	
東京都	2	2	118	12	49	36	2	6	2	2	4	3	2	18	7	269	269	
神奈川県	4	2	67	20	43	32	10	7	3	5		4	6	16	4	225	222	
新潟県	2	3	44	14	28	21	1	3		2				3	1	122	122	
富山県		2	22	6	16	11	2		2					5	1	67	66	
石川県		2	21	5	14	12	3	3			1			6	1	68	65	
福井県		2	21	5	11	9	2	3						2	1	56	55	
山梨県		2	14	5	12	6	2							2	1	44	42	
長野県		2	37	11	26	16	3				2			10	1	108	106	
岐阜県		2	34	10	26	9	2							3	2	88	86	
静岡県	4	2	42	10	25	16	5	3		2	2	1	1	8	3	124	121	
愛知県	2	2	73	26	45	40	13	3	3			3	1	17	3	232	221	
三重県		2	28	6	20	11	1	3						5	1	77	76	
滋賀県		2	17	5	13	10	3							4	1	55	52	
京都府	2	2	31	7	17	14	3		1	1		2	2	7	2	91	88	
大阪府	4	3	83	17	43	29	7	9	1	3		1	2	21	2	227	222	
兵庫県	2	3	59	18	47	28	9	3		6		1		6	3	186	181	
奈良県		2	14	4	13	7	2							4	1	47	45	
和歌山県		2	23	7	13	10	4							2	1	62	58	
鳥取県		2	14	2	7	6	2						1	2	1	37	35	
島根県		2	15	4	11	8	1					1		4	1	47	46	
岡山県	2	3	28	11	22	12	3	3						6	2	92	90	
広島県	2	2	43	10	28	19	3	3		2	2		1	10	2	129	128	
山口県		2	24	7	15	10	2						2	3	1	66	65	
徳島県		3	13	4	10	6	1	3						1	1	42	41	
香川県		2	17	4	9	6	2							2	1	43	42	
愛媛県		2	20	7	16	11	2	3		2		1		3	1	69	67	
高知県		2	14	4	11	6	2							2	1	42	40	
福岡県	4	4	37	10	30	18	8	1	1				3	11	3	132	129	
佐賀県		2	13	3	9	7	1							2		37	36	
長崎県		2	21	5	16	9	2	2						2	1	60	59	
熊本県		2	22	9	22	11	4				2		1	4	1	78	76	
大分県		2	16	5	11	10	1						1	2	1	49	49	
宮崎県		2	13	4	12	9	2							2	1	45	43	
鹿児島県		2	23	8	23	10	3	3				1		3	1	77	74	
沖縄県		2	18	3	10	5	2					1				41	39	
計	38	111	1,633	412	1,043	732	164	96	16	29	14	27	29	274	73	4,709	4,594	

先進事例 紹介

消防の広域化

効果的な住民サービスの向上を目指して

茨城県 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部

管内の概況

ひたちなか・東海広域事務組合消防本部は、ひたちなか市と東海村の1市1村で構成されており、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東に雄大な太平洋を望み、北は久慈川を境として日立市に接し、西は那珂市に、南は那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接しています。

ひたちなか市は、平成6年11月に勝田市と那珂湊市が手を結び、平成の大合併の先駆けとして誕生しました。海岸部は水産加工業が発展し、都市部では製造業を中心とした県内屈指の工業都市として成長してきました。市の東部に位置する国営ひたち海浜公園や海水浴場など観光スポットを擁する豊かな自然に恵まれており、勝田全国マラソン大会やロックインジャパンフェスティバルなど文化スポーツの分野でも全国規模で盛り上がりを見せています。

一方の東海村は、日本における原子力研究開発発祥の地です。日本で初めて原子力の火が灯されたのは、昭和32年8月のこと。日本原子力研究所・東海研究所の研究用原子炉が臨界に達したのです。日本で初めて商業用

原子力発電所が設置されたのも東海村です。また、世界的にも例を見ない有数の原子力施設が集積しているほか、最先端科学の研究施設である「大強度陽子加速器施設」J-PARCが立地するなど、日本の原子力の平和利用を率先して推進しています。

当組合としましては、平成24年4月1日付けで消防本部をひたちなか市に置き、消防署はひたちなか市に笹野消防署・神敷台消防署・田彦消防署の3署、東海村に東海消防署の1署を配置し、1本部5課4署体制、職員定数217名、消防用車両61台をもって、管轄区域内（面積136.55km²、人口約19万5,000人、世帯数約7万6,000世帯）の災害事象に対応しています。

広域化による安全安心の確保

広域化のスケールメリットを最大限に発揮するためには、出勤エリアを見直すとともに、地域の実情や特性に応じた強堅かつ柔軟な消防広域体制を立ち上げることが重要であり、それによって住民サービスの対応力が引き出されます。

本地域の特性に関しては、市村にまたがる「ひたちなか地区」は、太平洋に面する沿岸部に展開する広大な開発地であり、国際流通拠点となる茨城港常陸那珂港区や現在までに約190haを開園する国営ひたち海浜公園などがあり、高度な都市機能が複合した国際港湾公園都市づくりが進められています。また、北関東自動車道東水戸道路や常陸那珂有料道路の開通により高速道路への接続が飛躍的に向上するなど、広域的な交通体系も大きく変化しています。さらに、市域内には日立製作所をはじめとする大規模工場、村域内には原子力関連施設が点在するなどが挙げられます。

(1) 住民サービスの向上

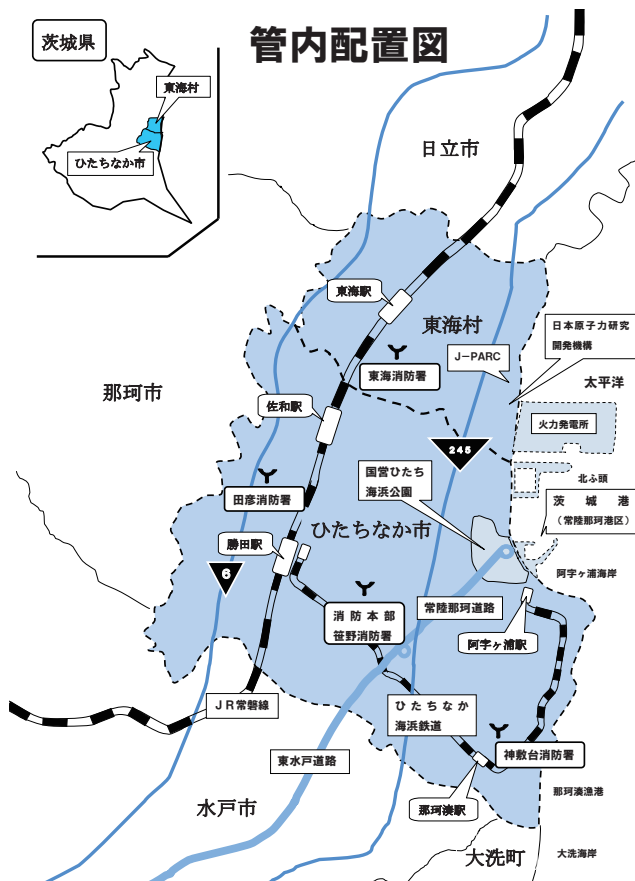
ア 災害時の対応力の強化

広域化により災害の状況に最も適した部隊の増強が円滑に行われるため、初動体制が大幅に強化され大きな実効を挙げることができそうです。

奏功事例としまして、平成25年4月1日、ひたちなか地区において発生したスクラップ工場の火災では、敷地内に野積みされていた合成樹脂くず等が延焼拡大し、大量の黒煙と炎が空を覆い異臭が数キロ先まで漂うほどの大火となりましたが、4消防署からタンク車・水槽車・梯子車など消防車両14台、さらに、消防団車両5台が集結し、迅速かつ的確な消火活動を展開することができました。

イ 出勤エリアの適正化

出勤エリアの見直しを図ることによって、最も近く





スクラップ工場敷地内の火災



多数傷病者救出救護訓練

に位置する消防署から即座に出動できるため、現場到着時間の短縮が如実に表れており、被害軽減に向けた大きな実効を挙げています。

(2) 消防力の充実強化

ア 現場活動要員の増強

本部機能や通信指令業務を一元化することにより、不足している現場活動要員を補うため笹野消防署に3名、東海消防署に2名をシフトし増強を図りました。

イ 原子力安全対策の強化

大震災を契機に原子力安全対策への関心が高まる中、複雑かつ大規模化が予見される原子力災害に対応する専門部局を東海消防署に配置し万全を期することができました。

ウ 港湾区域の防災体制の強化

茨城港常陸那珂港区は、最新鋭の国際海上コンテナターミナルを有する中核国際港湾として大きく発展することが見込まれるため、将来にわたる全体像を見据えながら防災体制の強化を図ることが可能となりました。

(3) 消防体制の基盤強化

ア 通信指令センターの一元化

通信指令センターにつきましては、旧ひたちなか市消防本部に設置することで合意形成したため、同本部の指令システムを部分改修して一元化する必要が生じました。このため、平成23年度当初予算に工事費として約2億4千万円を計上、同年6月にひたちなか市契約審査会、7月に仮契約、9月に同市議会議決を経て本契約となりました。

工期の都合上、新システムへの切り替えが平成24年3月2日となったため、同年1月から市村の消防職員にて取り扱い研修を開始するとともに、東海村消防職員を通信指令室に先行勤務させ、新システム移行に万全を期したところです。

イ 経費の支弁の方法

消防に要する経費負担の割合につきましては、基本的に「当該会計年度の基準財政需要額割100分の50」と「当該会計年度の4月1日現在の各消防署に配置された職員数割100分の50」としました。

ただし、20万円以上の施設修繕及び整備工事費（耐震補強工事含む）については、市村の単独負担となり

ました。（不動産に関する無償貸与期間は10年間とし、その後、無償譲与となるため、単独負担の期間は10年間です。）

消防団との連携

常備消防の広域化後における消防団事務は、管轄する市役所又は村役場の防災担当部局で執ることとなりました。主な担当事務は、消防団車庫（コミュニティ消防センター）の管理、消防団車両の管理、消防出初式の実施、その他関連事務の処理となっています。

ただし、災害現場活動中の連携、消防用機器の取扱、ポンプ操法訓練指導などは従前のおり消防本部と消防団の緊密な協力体制を維持しながら円滑に対応しています。

まとめ

消防の広域化によってもたらされる便益は絶大なものがあり、住民サービスも飛躍的に向上することが見込まれます。ただし、その背景には、出動エリアを見直して適正化を図ること、災害件数や地域の実情に応じた組織改変と資機材配備を行うこと、さらに、職員が有する資格状況等を勘案しながらバランスよく人事配置を敢行することなどが概要となります。

他方、構成自治体の合併を伴わない消防の広域化は、母体となる市町村の考えや住民感情への配慮などが大きく影響し、真に合理的な消防体制づくりには相当の時間を要することが避けられない面もあります。また、一部事務組合は特別地方公共団体として構成自治体からの負担金で運営しており、基本的に独立した形になりますので、新たな事務事業の増加が顕著に見られますが、それを遂行するバックデータを有しておらず、当分の間は膨大な時間を費やし戸惑いや失敗も数多く発生することとなりますが、職員の不断の努力に加え、関係部局との良好な関係を構築することによって曲がりなりにも乗り越えているところです。

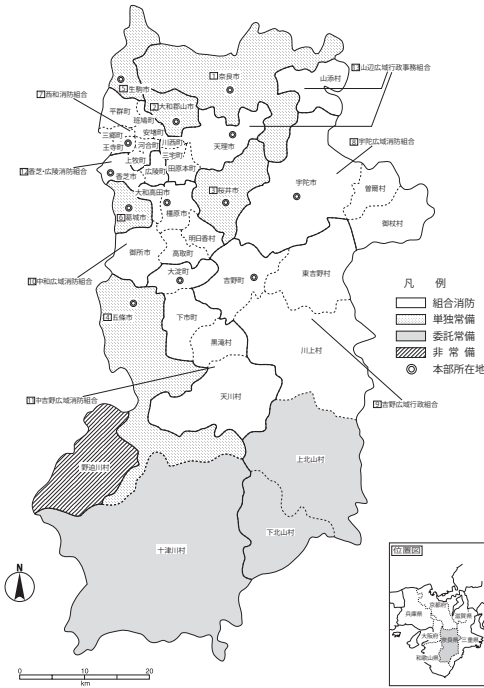
今後も地域住民の安寧秩序に専心し、ひとりでも多くの生命と財産を守るため、日夜努力を重ね邁進してまいります。

奈良県救急医療管制システム（e-MATCH）の 本格運用を開始しました！！

(e-MATCH: emergency Medical Alliance for Total Coordination in Healthcare)

奈良県 消防救急課

はじめに



奈良県は、周囲を山地に囲まれた奈良盆地に人口が集中しており、北部の低地帯と南部の山岳地帯とで人口面・経済面での格差が大きくなっています。

現在、県内39市町村のうち、奈良市、生駒市を除く11本部37市町村（非常備1村を含む）において、消防の広域化を段階的に推進しているところであり、これが実現すれば、管轄面積3,360km²、管轄人口が90万人を超える一大消防本部が誕生することになります。

搬送ルールの策定～e-MATCHの開発

本県では、過去、受入先決定に時間がかかる事案が発生し、搬送時間や照会回数が全国平均を大幅に下回るなど、消防機関と医療機関との連携が十分機能していない状態が続いていました。

消防法の改正による「傷病者の搬送・受入れに関する実施基準」の策定にあっても、現状を改善し、迅速適確な搬送を実現する工夫が求められていました。

折しも、医療関係のNPO法人より、総務省の委託事業を活用し、携帯情報端末（i P a d）によって情報交換することにより両機関のマッチングを促進するシステムの開発にあたり、現場実証したいという要望が寄せられ、本県として積極的に取り組むこととなりました。

これが、本県におけるe-MATCH導入のスタートでした。

第1ステージ:消防機関への導入

平成22年度に実施基準の策定と並行して、開発がスタートしました。開発にあたっては、県立医科大学附属病院高度救命救急センター長 奥地一夫先生の監修のもと、県内消防本部の現場で活動されている救急救命士の方にご協力いただきました。

そして、平成24年3月30日、まず、県内全消防本部と全救急車両に計128台のi P a dを配備し、e-MATCHの消防機関での運用を開始しました。

第2ステージ:医療機関への導入

消防機関への導入後、照会回数においては、改善が見られたものの、搬送時間については、目立った改善は見られない状態でした。

本県の場合、東南部の山間地では、署所より現場までが遠いうえに、医療機関が少ないことから、医療資源に比較的恵まれた北部まで搬送しなければならない例も多く、搬送時間の短縮には、限界があります。

そんな中、救急隊ができる救急搬送の迅速化としては、適確な情報に基づいて、搬送先の選定を如何に素早く行うかがポイントになります。

そのため、医療機関からリアルタイムな応需情報を提供していただき、救急隊に伝達することが重要であると考え、応需情報の変更が簡便にできる機能を搭載したi P a dを医療機関に配備し、できる限りリアルタイムな応需情報の提供を求めることとしました。

現在、救急患者受入病院59病院（及び3救命救急センター）にi P a dを配備し、本年4月1日、e-MATCHの医療機関における運用を開始したところです。

システム概要(e-MATCHでできること)

システムの概要は以下のとおりです。

- ①まず、医療機関が症状別・診療科別の応需の予定情報を事前に登録。状況が変わった場合は、応需情報をできるだけリアルタイムに更新いただく。
- ②救急隊が現場で観察した患者の状態を端末に入力すると、その時点で症状に適した対応ができる医療機関が現場に近い順に一覧表示され、原則、近い順に

図1 【救急端末】 バイタルサイン・疑い疾患等入力画面



バイタルサインによる「緊急度」と「疑い疾患」から、症状に適した搬送候補先病院を抽出

図2 【救急端末】 搬送先候補病院リスト画面



- ・患者の症状に適した治療が受けられる病院が現場に近い順に一覧表示
- ・救急隊が病院との受入交渉の結果を入力することにより、県内全消防本部・救急隊で情報共有

図3 【救急端末・病院端末】 患者情報伝達画面



- ・救急隊が入力した患者情報を病院端末に伝達（救急隊・病院が同じ画面を見ての受入交渉が可能）

図4 【病院端末】 予後情報入力画面



- ・救急隊の搬送情報と病院が入力した患者の予後情報とを結合させ、データ蓄積・分析
- ・搬送ルール見直し、救急医療の改善策を検討するための基礎資料として活用

照会。【図1、2】

- ③救急隊が入力した情報を搬送候補先医療機関の端末に伝達することで、電話での受入交渉を円滑にする。（伝達されたデータを基に、病院側から受入可否の意思表示ができる機能も搭載）【図3】
- ④受入交渉結果を救急隊が入力し、全消防機関で共有することで、医療機関より提供されている応需情報の一層のリアルタイム化を促進。【図4】
- ⑤医療機関で、搬送患者の予後情報を入力することで、県内救急搬送全体の状況を把握し、施策立案の基礎データとして活用。

そして次のステージへ(今後の課題など)

e-MATCHが医療機関に導入されたことで、救急

搬送の状況がどのように変化するか推移を見守っている状況です。

迅速適確な救急搬送を実現するためには、消防機関と医療機関のそれぞれが必要な情報を提供し合う等、両機関の連携協力が必要不可欠ですが、救急隊としては、処置を行いながらの入力は負担が大きく、医療機関としても、常にリアルタイムな応需情報を提供することは、困難であろうと思われます。

そのため、より使ってもらいやすいシステムにするよう、利用者（救急隊・病院）からの意見・要望の把握とシステムへの反映を継続して行っていくとともに、端末のカメラ等有用な機能を活用しての情報伝達の検討など、システムに絶え間なく手を掛けていくことが重要であると考えているところです。

市をあげて「救急安心センターおおさか」街頭キャンペーンを実施 ～おぼえておいて！#7119～

茨木市消防本部

平成25年2月19日、当消防本部は、市内鉄道3駅（JR茨木駅・阪急茨木市駅・南茨木駅）で、24時間365日、救急医療相談ができる「救急安心センターおおさか」の普及啓発のため、全国初となる市をあげての街頭キャンペーンを実施。

キャンペーンには、市長をはじめ、警察署、医師会、災害予防協会、消防団、女性防火クラブ連絡協議会など、各種団体、約100人が参加し、センターの普及啓発と救急車の適正利用を訴えました。また、消防ヘリコプターと救急車も加わり、市内全域でPR活動を繰り広げました。



駅前でのキャンペーンの様子

大阪府下初の消防の広域化 泉州南広域消防本部がスタート！

泉州南広域消防本部

平成25年4月1日、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の3市3町が、泉州南広域消防本部として広域化（1本部・6署・1分署・4出張所）しました。

業務開始式には大阪府危機管理監を始め関係者が参加。根来芳一消防長が「火災等の災害から国民の生命、財産を守るという消防の任務を、今一度忠実に守るとともに、住民のどのような要望にも応えるという姿勢を基本としながら約29万人の安全・安心の確保と、火災ゼロ、犠牲者ゼロを目標に消防活動を行う」と決意表明を行いました。



泉州南広域消防本部（旧泉佐野市消防本部）で行われたセレモニー

消防通信 望楼 ぼうろう

阪神地区消防長会実務講習会を実施

西宮市消防局

平成25年2月22日、阪神地区消防長会は、消防関係法令の研究並びに消防技術の向上を目的とする実務講習会を開催。10消防本部から合計189名が受講しました。

講師には、消防大学校客員教授としてもご活躍されている、山崎洋史・昭和女子大学大学院教授心理学科長を迎え、「リーダーシップと部下の育成指導」をテーマにご講義いただきました。

受講者は、リーダーシップの重要性を再認識するとともに、科学的、心理学的見地から、効果的な教育、育成、指導の必要性とその手法について学びました。



山崎洋史・昭和女子大学大学院教授心理学科長による講義

病院解体現場で特別救助隊登録者訓練

八代広域消防本部

平成25年4月4～5日、八代広域消防本部は、健康保険熊本総合病院が所有する解体予定の旧病棟を活用し、特別救助隊登録者44名による「地震等により倒壊した中高層RC建物内の要救助者の救出技術（ブリーチング技術等）の向上を目的とした訓練」と「倒壊建物内の暗狭部分に取り残された要救助者を救出する総合訓練（ブラインド型）」を実施しました。

参加した救助隊員は、倒壊・座屈した救助現場において、他隊との連携や情報の共有など、大規模災害時の活動の重要性を再認識することができました。



ブリーチング訓練の様子

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

緊急消防援助隊教育科NBCコース(第2回)

消防大学校では、平成25年2月25日から3月8日までの12日間、全国から集まった緊急消防援助隊のNBC災害対応要員等64名に対し、その業務に必要な知識及び能力を習得させることを目的として「NBCコース」(第2回)を実施しました。

本コースは、NBC災害対策科目を中心とした構成となっており、特殊災害対応要員、消防学校においてNBC災害対策業務を担当する者を対象とし、NBC災害対応における現場管理(初動活動要領、部隊運用要領、現場指揮要領)の習熟に重点を置いたカリキュラム構成としています。

座学では、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐による「NBCテロ対策」の講義をはじめ、各方面で活躍されている方々からの講義によりN(核物質)、B(化学物質)及びC(生物剤)災害発生時におけ

る活動要領及び専門的知識の習得を図りました。

実科訓練では、東京消防庁日野消防署化学機動中隊から先着小隊の初動対応及び指揮隊による部隊運用について、横浜市消防局特別高度救助部隊及び機動特殊災害対応隊からBC災害発生時の活動要領について、横須賀市消防局南消防署特別救助隊から放射性物質輸送時における事故発生時の活動要領について、講義、訓練展示、訓練指導と細やかな指導を受けました。最終段階では、学生による「出動指令」、「防護服着装」、「出動」、「時間差現場到着」、「先着隊の活動」、「指揮隊・後着隊の活動」、「増強隊要請」、「終焉」といった一連の流れを想定した総合訓練を実施するとともに、訓練実施後の検討会では活発な意見交換を行いました。

今後は、消防大学校での教育訓練の成果をそれぞれの所属において大いに発揮し、更なる活躍が期待されます。



総合訓練・陽圧防護服着装



総合訓練・現場指揮本部

予防科(第92・93期)

平成24年度において、消防大学校予防科の教育訓練は、平成24年8月27日から10月16日の期間で第92期が、平成25年1月15日から3月5日の期間で第93期が、それぞれ48名の学生の入校の下、約1カ月半にわたる研修を実施・修了しました。

予防科では、最近の予防行政の動向を踏まえて、法制に関する高度な知識及び違反処理対策技術を専門的に習得させるとともに、建築物・消防用設備等の性能規定についても理解させ、実務において即戦力となる当該業務のリーダー育成を主眼とした講義構成としています。

研修内容としては、座学を中心に、消防庁の課室長による最新の予防行政に関する講義や消防行政に係る裁判事例、各消防本部の違反処理事例の紹介・解説の他、危険物規制業務及び火災調査業務の基礎の習得並びに課題研究及び講義演習等を学び、予防業務に関する教育指導者として、消防学校等における講師としての資質の育成・向上も目的として、時代の要求に即した教育訓練を実施しました。

校外研修にあつては、清水建設株式会社の技術研究所、能美防災株式会社メヌマ工場等の視察を行い、各種の実験や最新の消防用設備等及び建築物の施工状況を視覚的に確認することを通して、これらの設備等の理解を深めました。

また、第93期では、新たな試みとして本大学校施設の階段等を利用した、消防法第5条の3の規定による一連の命令書交付・公示までの流れを演習形式で実施する実践的な違反処理実習を取り入れ、関係者に対する説明、調書作成、命令書の交付及び接遇について、各学生のスキルの向上を図るなどの取り組みも行いました。

今後は、本大学校において習得した知識・技術や課題研究で取り組んだ事柄をそれぞれの所属において日々の業務に大いに活かすとともに、次代を担う優れた予防業務担当者の育成者としての活躍が期待されます。

問い合わせ先

消防庁消防大学校
TEL: 0422-46-1712



違反処理実習の様子



課題研究中間発表



最近の報道発表について (平成25年4月2日~4月25日)

<総務課>

25.4.13	第20回危険業務従事者叙勲(消防関係)	第20回危険業務従事者叙勲(消防関係) 受章者は、625名です。 ・瑞宝双光章 332名 ・瑞宝単光章 293名
---------	---------------------	--

<消防・救急課>

25.4.24	平成25年度消防庁所管補助金等(平成24年度補正予算(第1号)等繰越分)の交付決定	消防庁は、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金、並びに防災情報通信設備整備事業交付金(平成24年度補正予算(第1号)等繰越分)について、交付決定を行いました。
---------	---	--

<国民保護室>

25.4.9	12月3日の緊急地震速報の訓練結果—訓練実施後の調査結果—	内閣府と消防庁、気象庁は、地方自治体や事業者等の協力を得て、昨年(平成24年)12月3日に緊急地震速報を活用した訓練を実施しました。訓練実施後には、訓練の実施状況の把握や訓練の効果等を確認するための調査を実施し、結果を取りまとめました。
--------	-------------------------------	--

<広域応援室>

25.4.9	緊急消防援助隊の登録隊数(平成25年4月1日現在)	平成25年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録数は、762消防本部の4,594隊(重複登録を除く。)となり、平成24年4月1日の登録数(4,429隊)より165隊増加しました。
25.4.19	「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する調査報告書」の公表	消防庁では、東日本大震災における緊急消防援助隊の長期間にわたる活動状況を踏まえ、「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会」を開催し、緊急消防援助隊の活動を支える広域活動拠点に関する調査検討を進め、その成果を報告書に取りまとめ、公表いたしました。



最近の通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成25年4月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課	消防用設備等の設置等に係る金融上の措置について (情報提供)
消防予 第147号	平成25年4月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁予防課長	平成25年度防火対象物実態等調査の実施について (依頼)
消防応 第22号	平成25年4月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・指定都市消防長	消防庁長官 岡崎 浩巳	平成25年度総合防災訓練大綱について
消防予 第126号	平成25年4月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	登録認定機関が認定をした消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に付する表示の一部変更について (通知)
事務連絡	平成25年4月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課	登録認定機関における認定業務の追加について

広報テーマ

5 月		6 月	
①住宅用火災警報器等の普及促進	予防課	①危険物安全週間	危険物保安室
②風水害への備え	防災課	②災害時要援護者対策の促進	防災課
③e-カレッジによる防災・危機管理教育 のお知らせ	防災課	③電気器具の安全な取扱い	予防課
		④津波による災害の防止	防災課



お知らせ

6月2日～8日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成25年度は6月2日（日）から6月8日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会との共催により、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、広く国民の方々に対して啓発活動を展開しています。

危険物安全週間期間中は、全国各地で「実施方針」に示す各種取り組みが行われます。

平成25年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 宮間 あやさん（サッカー選手）

実施方針

(1) 危険物施設における保安体制の整備促進

- ア 危険物事故防止アクションプランに沿った事故防止対策の徹底
- イ 危険物施設の事故防止対策の推進と業種を超えた事故情報の共有化
- ウ 危険物施設における地震・津波対策及び被害軽減対策の推進
- エ 危険物施設の効果的な日常点検等による安全対策の推進
- オ 安全性確保を図るための保安教育の充実

(2) 危険物の保安に対する意識の啓発

- ア 多様な機会を通じた危険物の保安に対する意識の啓発
- イ 講演会、研修会等の開催

(3) 危険物保安功労者の表彰

危険物保安功労者表彰、優良危険物関係事業所表彰等

平成25年度「第12回危険物事故防止対策論文」

(応募数25編)

○消防庁長官賞（2編）

受賞者 三洋化成工業株式会社桂研究所 萬治 亮三
 論文名 危険物事故防止対策の原点「うっかりミス」撲滅への挑戦＝若年層研究員が主役の“守り”から“攻め”への事故防止実践型・反復型訓練による安全ポテンシャル値の向上＝

受賞者 大竹市消防本部化学機動隊 中村 将也
 論文名 石油コンビナート等特別防災区域内における「未来の重大事故」を無くすための提言について

(敬称略)

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524

消すまでは 心の警報 ONのまま

2013年度 全国統一防火標語

刈谷 友衣子

一般社団法人日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2013年3月現在)

あいおいニッセイ同和損保/アイベツ損保/朝日火災/アニコム損保/イーデザイン損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/
共栄火災/ジェイアイ/セコム損害保険/セン自動車火災/ソニー損保/損保ジャパン/そんほ24/大同火災/東京海上日動/
トア再保険/日新火災/日本興亜損保/日本地震/日立キャピタル損保/富士火災/三井住友海上/三井ダイレクト/明治安田損保

損害保険のご契約にあたっては、HPに掲載している「バイヤーズガイド」もご参照下さい。 <http://www.sanpo.or.jp>

後援:  **消防庁**
Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器を設置しましょう。